

1. 令和4年度の教育委員会の機構の改編の内容及びその理由について
2. 特別支援学校設置基準における学級編制等について

1. 令和4年度の教育委員会の機構の改編の内容及びその理由について

< 「北総合支援学校分校開設準備室」の新設 >

元格致小学校の施設を活用した北総合支援学校分校の令和6年度の開校に向け、教育内容の検討等を行うため、指導部内に「北総合支援学校分校開設準備室」（課相当）を新設した。

2. 特別支援学校設置基準における学級編制等について

(1) 特別支援学校設置基準の概要

特別支援学校設置基準（以下「設置基準」という。）は、在籍者数の増加により、全国的に慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法第3条に基づき、制定された。施行日は令和4年4月1日（ただし、施設及び設備に関する規定については令和5年4月1日）。

(2) 設置基準に基づく学級編制（第5条関連）

本市の総合支援学校では、設置基準に規定された下記①②の基準に基づいて学級編成を行っている。

① 小学部・中学部

1学級の児童又は生徒の数は6人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合には、3人）以下

② 高等部

1学級の生徒数は、8人（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のうち2以上併せ有する生徒で学級を編制する場合には、3人）以下

※ 本設置基準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等（いわゆる標準法）を踏まえ規定されているため、新たに学級編制の基準が示されたものではない。